

令和7年11月5日(水)からの 複写範囲について

資料区分	形態	複写の範囲
図書	単独の著作物(単行本)	全ページの半分を超えない範囲。
	複数の著作物で構成されているもの (全集・選集・論文集など)	各著作物の半分を超えない範囲。
	事典・俳句・短歌など 1項目・1句・1首が独立した著作物	・個々の著作物の半分を超えない範囲。 ・同一紙面に複写対象以外の部分が不可避免的に複製されて (写り込まれて)しまう場合は著作物が記載されているページ。
雑誌・新聞	最新巻号(朝刊・夕刊ともに)	複写不可。
	次巻号が配架されているもの (バックナンバー)	個々の記事全て複写可。 ただし、全ページの半分を超えない範囲。
地図	1枚物の地図	全体の半分を超えない範囲。
	見開きで1枚となっている地図帳 (住宅地図等)	見開きページの半分を超えない範囲。
	地図帳	1つの地図の半分を超えない範囲。 ただし、1ページ以下の地図は複写不可。
	国土地理院発行の地図 (CD-ROMは除く)	全部複写可。
	付録の1枚物の地図	全体の半分を超えない範囲。
写真・絵画・書・楽譜		個々の写真、絵画、書、楽譜の半分を超えない範囲。 ただし、1ページ以下の写真、絵画、書、楽譜は複写不可。
絵本		個々の絵の半分を超えない範囲。 ただし、1ページ以下の絵は複写不可。
布絵本		複写不可。
紙芝居		表 : 一場面の絵の半分を超えない範囲。 裏 : 全場面の文章の半分を超えない範囲。
CD・DVD等のAV資料	本体、パッケージ(ジャケット)、 解説書、歌詞カード等も含めて、 ケースから中身まで全て	複写不可。

図書館での複写は、調査研究を目的とするものに限られています。

※ 郷土・特別資料室及び文書資料室の資料については、一部複写が可能な場合があります。
詳しくは、「レファレンスカウンター4」までお尋ねください。